

令和 6 年 9 月

第 5 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 6 年 9 月 第 5 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 6 0 号	令和 6 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号）
議第 6 1 号	令和 6 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 6 2 号	令和 6 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議第 6 3 号	令和 6 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 6 4 号	令和 6 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 6 5 号	令和 6 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 6 6 号	令和 5 年度 人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第 6 7 号	令和 5 年度 人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第 6 8 号	人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
議第 6 9 号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 7 0 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 7 1 号	人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について
議第 7 2 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

- | | |
|----------|---|
| 議第 6 8 号 | 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 6 9 号 | 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 7 0 号 | 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 7 1 号 | 人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について |

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 6 8 号

人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例

人吉市子ども・子育て基本条例（平成 2 5 年人吉市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（子ども・若者支援地域協議会）

- 4 当分の間、第 1 3 条に規定する人吉市子ども・子育て会議は、子ども・若者育成支援推進法（平成 2 1 年法律第 7 1 号）第 1 9 条に規定する子ども・若者支援地域協議会として、人吉市子ども・若者計画の進捗管理及び検証について調査審議するものとする。

（こども施策協議会）

- 5 当分の間、第 1 3 条に規定する人吉市子ども・子育て会議は、こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 1 3 条第 3 項に規定するこども施策協議会として、人吉市こども計画の進捗管理及び検証について調査審議するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

人吉市子ども・子育て会議において、人吉市子ども・若者計画及び人吉市こども計画の進捗管理及び検証についての調査審議を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 6 9 号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 8 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 7 0 号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 3 条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（自動公衆送信による公衆の閲覧に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の第 2 3 条の規定中「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

（提案理由）

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 8 6 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 7 1 号

人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例

人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例（令和 3 年人吉市条例第 2 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（基金財産の取扱い）

- 2 この条例の施行の際、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

（提案理由）

人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金の所期の目的が果たされたため、条例を廃止するものである。

議第 7 2 号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（提出理由）

広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を経る必要がある。